

共済掛金口座振替特約

最終改定 平成22年3月31日
北海道中小企業共済協同組合

第1条（目的）

この特約は、自動車事故費用共済普通共済約款第12条(共済掛金の払込み)で規定する共済掛金の払込みを預金口座振替または自動払込の方法で行う場合について定めます。

第2条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用 語	定 義
カ 共済掛金等	共済掛金および出資金をいいます。
継続契約	この共済契約の共済期間の終期の翌日を共済期間の開始日とする共済契約をいいます。
サ 再振替	当初振替日に口座振替が不能となった場合に、次回の振替日に再度口座振替を行うことをいいます。
指定口座	共済契約者の指定する金融機関の口座をいいます。
初回共済掛金等	共済契約締結の際または共済期間中に払い込むべき初回の共済掛金等をいい、払込方法が年額共済掛金一時払の場合はその一括共済掛金等、分割払の場合は初回分割共済掛金等をいいます。
タ 提携金融機関	当組合と共済掛金等口座振替の取扱いを提携している金融機関をいいます。
ナ 年額共済掛金	共済掛金を分割払で払い込む場合の共済期間中の共済掛金をいいます。
ハ 普通共済約款	自動車事故費用共済普通共済約款をいいます。
振替日	当組合が定めた口座振替日をいいます。ただし、振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。
分割共済掛金	共済掛金を分割払で払い込む場合の分割回数に応じた共済掛金をいいます。
ヤ 予約扱申込み	初回共済掛金等の払込方法を、この特約により口座振替の方法とする申込みをいいます。

第3条（特約の適用）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 共済契約締結の際に、当組合と共済契約者との間に、あらかじめ共済掛金等を口座振替の方法により払い込むことについての合意があること。
- ② 共済契約締結の際に、指定口座が提携金融機関に設置してあること。
- ③ 当組合所定の日までに、提携金融機関に対し、当組合所定の口座振替依頼書または自動払込申込書の提出がなされていること。

第4条（共済期間の始期および共済責任の始期—予約扱申込みの場合）

予約扱申込みにおける共済期間の始期および共済責任の始期は、普通共済約款の規定にかかわらず、次のとおりとします。

申込日(注1)	共済期間の始期(注2)および共済責任の始期
1日から20日までの場合	申込日の属する月の翌月1日の午前0時
21日から月末日までの場合	申込日の属する月の翌々月1日の午前0時

(注1) 共済契約申込書および口座振替依頼書または自動払込申込書の当組合への提出日をいいます。

(注2) 共済契約証書にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

第5条（共済掛金等の払込み）

- (1) 共済掛金等は、普通共済約款の規定にかかわらず、振替日に指定口座から共済掛金等相当額を当組合の預金口座に振り替えることによって、当組合に払い込まれるものとします。
- (2)(1)の方法で払い込まれた共済掛金等は、普通共済約款の規定にかかわらず、初回共済掛金等については共済期間の始期に、第2回以後の分割共済掛金および継続契約の共済掛金については払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 共済契約者は、振替日の前日までに、共済掛金等相当額を指定口座に預入しておかなければなりません。
- (4) 同一の指定口座から2件以上の共済契約の共済掛金等を振替える場合には、共済契約者は、当組合に対してその振替順序を指定できないものとします。
- (5) 当組合は、共済掛金等の口座振替を下表のとおり行います。

区 分	振 替 日
① 初回共済掛金等	共済期間の始期の属する月の振替日
② 継続契約の年額共済掛金	共済期間の始期の属する月の振替日
③ 第2回以後の分割共済掛金	分割回数単位の共済期間で、その始期応当日の属する月

- (6) 当組合は、口座振替により払い込まれた共済掛金については、領収書を発行しません。

第6条（共済掛金口座振替不能の場合の取扱い）

- (1) 前条(5)に規定する振替日に共済掛金等の口座振替が不能となった場合は、当組合は、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。

区 分	当組合の取扱い
① 初回共済掛金等	再振替は行いません。
② 継続契約の年額共済掛金	振替日の属する月の翌月の振替日に再振替を行います。
③ 第2回以後の分割共済掛金	振替日の属する月の翌月の振替日に再振替を行います。この場合、1月払いの特約については、振替不能となった共済掛金と翌月分の共済掛金を合算して口座振替を行います。

- (2)(1)の規定によっても口座振替が不能の場合には、共済契約者は当組合が定める払込指定日までに当組合が指定した場所に共済掛金を払い込まなければなりません。
- (3)(2)の払込指定日までに共済掛金の払込みがなかった場合、初回共済掛金等については共済期間の始期に、第2回以後の分割共済掛金および継続契約の共済掛金については払込期日までに共済掛金の払込みがなかったものとして普通共済約款の規定を適用します。

第7条（初回共済掛金等払込み前の事故）

共済契約者は、初回共済掛金等払込み前の事故による損害に対して共済金の支払を受ける場合には、共済契約者は、その支払を受ける前に、初回共済掛金等を当組合に払い込まなければなりません。

第8条（共済契約の解除—初回共済掛金等不払の場合）

- (1) 当組合は、第6条(共済掛金口座振替不能の場合の取扱い)(2)規定する払込指定日までに初回共済掛金等の払込みがない場合には、この共済契約を解除することができます。
- (2) 当組合は、(1)の解除を行う場合には、共済契約者に対する書面によりその旨を通知します。この解除は共済期間の始期から将来に向かってのみその効力を生じます。

第9条（諸変更）

- (1) 共済契約者は、指定口座を変更することができます。この場合、あらかじめ当組合および提携金融機関に申し

出て、第3条(特約の適用)に規定する適用を受けることを要します。

- (2)共済契約者が口座振替の取扱いを停止する場合は、あらかじめ当組合および当該提携金融機関に申し出て、他の共済掛金の払込方法(経路)を選択してください。
- (3)提携金融機関が口座振替の取扱いを停止した場合には、当組合は、その旨を共済契約者に通知します。この場合には、共済契約者は指定口座を変更するか、他の共済掛金の払込方法(経路)を選択してください。
- (4)当組合は、当組合または提携金融機関の事情により振替日を変更することがあります。この場合、当組合はその旨をあらかじめ共済契約者に通知します。

第10条 (特約の消滅)

①または②のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- ① 他の共済掛金等の払込方法(経路)に変更されたとき。
- ② 第3条(特約の適用)②および③に該当しなくなったとき。

第11条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通共済約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。